

（午前10時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）皆さん、こんにちは。

今回は65回目の一般質問です。何回しても緊張いたします。でも、気を引き締めてやっていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、一点目は、介護保険についてです。

介護保険について、「広報はしもと」5月号で特集をしていますが、次の二点について質問を行います。

まず一つ、要支援の人が利用する介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防サービスとして全国一律のサービス内容・報酬で提供されてきましたが、新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。橋本市では、平成28年10月から実施予定です。

①現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を受けておられるのは何人ですか。

②どういうサービスに変わりますか。

③利用料はどう変わりますか。

二点目、介護保険料は基準額で7万6,400円と、県下9市のうち4番目に高い金額です。介護保険料減額制度はありますが、相談件数、そのうち適用されたのは何件ですか。

2項目めに移ります。プレミアム商品券についてです。これは、既にホームページに変更が発表されましたけれども、予定どおり質

問をさせていただきます。

はしもとプレミアム商品券2015は、市内の消費拡大と地域経済の活性化を推進するために、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して発行されるものです。

①取扱店の募集は6月10日までとなっていました。橋本市のホームページを見ますと、12月31日まで延長されましたが、取扱店の数、種類はどうなっていますか。

②最初に出された取扱店参加資格では、橋本商工会議所及び高野口町商工会会員以外は登録料が1万円要るとなっていました。地域経済の活性化を推進するという目的からいって、おかしくはありませんか。

3項目めです。おもてなしトイレについて。

和歌山県では、「どんなにすばらしい観光地でも、トイレが汚ければ、その地域全体の印象が悪くなり、もうあんなところには行きたくないという気持ちになってしまいます。そこで、トイレの美化はおもてなしの心の重要な要素でもある」と考え、おもてなしトイレ大作戦を実施しています。

駅のトイレは、市外、県外から来られた方も利用します。市内の駅のトイレの中には、くみ取り式、男女兼用のトイレがあります。橋本市では、駅のトイレについてどう考えておられますか。特に、紀見峠駅は、岩湧、金剛山へのハイカーの多い駅です。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の質問項目1、介護保険に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長(石橋章弘君)「介護予防・日常生活支援総合事業」についてお答えします。

まず、一点目のご質問についてですが、現在、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用している要支援認定者の人数は、平成27年5月の1カ月間で、介護予防訪問介護が338名、介護予防通所介護が166名です。そのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の両方を利用している方は39名です。

二点目の、要支援の人が利用する介護予防訪問介護と介護予防通所介護がどのようなサービスになるかについてお答えします。

平成28年10月以後は、現在の介護予防訪問介護が訪問型サービス、介護予防通所介護が通所型サービスに移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として位置付けられることとなります。

訪問型サービスについては、現行の訪問介護事業所によるサービスをはじめ、多様なサービスとして、従来の指定訪問介護事業所の基準を緩和した訪問型サービスAや住民主体の訪問型サービスB等があります。サービス提供者としては、指定訪問介護事業所、NPO法人等を検討中です。

通所型サービスについては、現行の通所会議事業所によるサービスをはじめ、多様なサービスとして、従来の指定通所介護事業所の基準を緩和した通所型サービスAや住民主体の通所型サービスB等があります。サービス提供者としては、指定通所介護事業所、NPO法人、ふれあいサロン等を検討中です。

三点目の、利用料についてお答えします。

サービス単価については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める予防給付の単価を上限として定めることとされています。また、利用料、つまり利用者負担も、原則、国が定める予防給付の利用者負担と同じく1割、一定以上の所得者は2割負担を下限

として、今後要綱で定める予定です。

住民主体のサービスの利用者負担は、サービス提供者が設定することとなっています。

なお、食事代などの実費は、全て利用者負担となります。

次に、介護保険料減額制度の相談件数及び適用件数について、お答えします。

平成26年度に介護保険料減額について相談を受けた件数は33件となっており、そのうち、減額を適用した件数が23件、申請後、審査した結果、却下となった件数が5件、あとは相談に来られて減額制度の内容について説明を聞き、該当しないと判断して申請せずに帰られた方が5名となっています。

○議長(中本正人君)8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君)まず、(1)の①から再質問を行います。

現在、介護予防訪問介護と介護予防通所介護におられる方の人数を教えてくださいんですけども、手元にある資料が平成25年度の主要成果表ですので、かなりずれるんですけども、実際に25年度で言えば、要支援1の方が516名で、そのうち居宅介護・介護予防サービスを受けておられるのが246名。要支援2の方は656名のうち384名ということで、実際に認定は受けても、サービスを受けておられない方が多数おられる、半分ぐらいおられるというのが実態だと思うんです。

それは、現在においても変わらないかどうか、まずお尋ねします。

○議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)具体的な資料、手持ちではないんですけども、認定を受けてから実際サービスの提供を受けるについては、いわゆるケアプランを作成して受けることとなります。実際、認定だけを受けてから、

ケアプラン作成に至っていない方が相当数いらっしゃるというふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今度新しく、来年の10月から変わるわけなんですけれども、そのお話の中で、今まででしたら、介護保険を受けたいと思ったら、全ての方が介護の認定を受けるということになっていたわけなんですけれども、これからはどういうふうに判断されるのかということはあるんですけれども、要支援相当であると受付のほうで判断をされて、介護予防訪問介護と介護予防通所介護、このサービスだけを希望されている方は、認定を受けるのではなくて、そのまま新しい総合支援事業のほうに移っていくといえますか、そのようにお聞きしたんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）制度の運用についてでございますけれども、まず、地域包括支援センター、こちらのほうにご相談に来られる、そこで要介護認定の前段として、チェックリストを書き添えていただくんですけれども、チェックリストなるものを提出していただきます。そこで、チェックリストだけで、いわゆる総合事業の利用される方は、それでもうオーケーなんですけれども、そのチェックリスト、いろいろご相談を受ける中で、要認定、いわゆる要介護1、2、あるいは要支援、従来の、に該当するような、要支援の方もまだサービス残りますので、そういうふうなことが必要である方は、また従来、現行の要介護認定のほうにご案内するというふうな格好になります。

ただ、実際一番多い方は、やはり総合事業、いわゆる日常生活支援総合事業と要支援の残ったサービスを併用される方が多いんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、一番心配なことは、まず相談に行かれて、そのときのチェックリストで介護認定は必要ないというふうに判断されるときに、やはり要支援2と要介護1の間は、本当にいろいろ認定のたびに変わりやすいというか、いろいろあると思うんです。その辺の介護保険、かなり介護の利用が増えて保険料も高くなってきて、どちらかといえれば介護のサービスを受ける人を減らしていこうという方向に、3年ごとの見直しのたびに、いろいろ変わってきているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう中で、今度この介護保険から総合支援事業のほうに移るといことで、しかも、チェックリストという、一段階間に入れるというところら辺で、介護保険から外されてしまう人が出てきはしないだろうか心配なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、おただしの前段の部分で、要支援、要介護の間の要介護認定部分の手続き等については、現在、変更はございません。いわゆる調査員が訪問して、審査委員会等を経まして認定していくということでございますので、そこは現時点、変更はございません。

次に、チェックリストなるものが、そういうふうな要介護認定を受ける制限にはならないかということなんですけれども、実は、制度的にはそういうことは想定しておりません。要介護認定、要支援認定等を受ける希望の方は、当然、手を上げていただくということになるかと思っております。あくまでも日常生活支援総合事業の対象になるかどうかの意味でのチェックリストというふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）認定の仕方が変わると

は思っていないんです。ただ、判定が要支援2と要介護1の間では、大変微妙な点があると思うんです。実際に、今までも介護度が下がったけれども、納得できないということで、再認定を受けることを希望される方とかの話も聞いてますし、一番の境目のところで、チェックリストよっての判定で、きっちり反映できるのかどうかというところが、まず一点、心配なんです。

それと、このチェックリストだけで、この総合支援事業が対象であるというふうになった場合に、今まででしたら要支援1、要支援2、要介護1から要介護5までであったのが、総合支援事業が対象という方は、どういう位置付けになるんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、チェックリストでございますけれども、チェックリストが要支援、要介護の判定に影響することは、制度的にございません。そこのところは全く別物ということでございます。

次に、位置付けなんですけれども、要支援1、要支援2、要介護1から要介護5、これは現行どおり、そのまま残ると。それ以外に、別途と言うたら表現ちょっと間違ってるかもしれませんが、それ以外に日常生活支援総合事業を使われる方もいらっしゃるというふうにご理解をお願いいたします。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）なぜ聞いたかといいますと、要支援1の前には非該当といいますか、自立といいますか、介護保険の対象にならないという段階があると思うんです。そこと、この総合事業の方との境目といいますか、位置付けといいますか、そこがどうなっているのかなというのが一つ心配なんです。その点について、よろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）日常生活支援総合事業につきましては、いわゆる予防が必要な方ということでございます。介護に至る前の予防事業の対象者。その中で、いわゆる要支援の方々に用意されているサービスも実際あります。この方たちも予防の範疇には入るんですけども、それ以外のサービスについて、いわゆる予防として、地域の実情に応じた多様なサービスを提供していくと、こういう意味での日常生活支援総合事業ということでございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）またちょっと元に戻って申しわけないんですけども、先ほどの、どこかの答弁の中で、要介護認定を希望される方には受けていただけますというふうにおっしゃったと思うんですけども、それは私の聞き間違いではないでしょうか。総合支援事業になりそうな方の中での話です。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）当然、そういうふう希望される方は受けていただくということになります。ただ、冒頭申し上げましたとおり、要介護認定、要支援1、2も含めて、要介護認定も受け、あるいは日常生活支援総合事業も要支援1、2の方は併用するという方々はいらっしゃいますので、当然、その方々のご希望で、そういう要介護認定を受けるといことになろうかと思えます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）①は終わって、②で、どういうサービスに変わりますかということ、先ほど、ちょっとメモし切れなかったんですけど、基準を緩和したA型、住民が主体にするB型ということでおっしゃったんですけども、基準が緩和というのは、どのぐらいの緩和になるんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）手元に具体的な緩和の内容というのは、ちょっとすぐ出てこないんですけども、基本的には対応スタッフでありますとか、人員あるいは施設等々について、一部緩和があるというふうなものでございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）来年の10月から始まるわけですけども、具体的にどこがA型をするとかということまで決まっているんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実際、実施主体につきましては、従来の事業所については恐らくそのままみなし指定ということであろうかと思えます。

次に、緩和されるサービスA、あるいは、さらに多様な事業主体のサービスBにつきましては、これから各事業所、今実施されている事業所に対してヒアリング等を実施しまして、意向を確認しながら、これから取り組んでいくということでございます。

それから、済みません。先ほど、認定を受けておいて、いわゆるサービスを利用されていないという方々、平成27年3月末の数字でございますけども、要支援1、要支援2、合計しますと1,219名、そのうち、サービスを利用されている方が684人でございます。

それと、先ほどのサービスの緩和等々につきましては、従来に比べまして、従来は常勤専従が1名以上、管理者1名となっておったのが、専従1名以上でありますとか、いわゆる職員の数も、数字で示されておりましたが、必要数以上でありますとか、資格要件についても一部緩和があるということでございます。

以上です。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）来年の10月になるとき

には、一覧とかも出てくるのではないかなとは思いますが、今まで介護保険について質問してきた中では、今までのサービスなり、住民負担なり、サービスは低下させない、負担は増やさない方向で考えていきますというように答弁をいただいていたと思うんです。

今のお話でしたら、緩和のほうでいえば、やはり現行から比べたらかなり緩い条件といえますか、職員の条件にしても、なってくるみたいで、安全性なり、いろいろなことで大丈夫かなという心配をするんですけども、最終的にどうなるんかというのは、まだこれからのところもあるんじゃないかと思うんです。そういう中でも、国とか県からの指定はこういうものであったとしても、橋本市としては、できるだけ今の条件、あまり変わらないような形で運営していく方向でお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）これからのスケジュールでございますが、早々に市内の各事業所に対してヒアリングを実施するというのを予定しております。それから、事業所への説明会等を実施いたします。最終的には、市の要綱をもって設定していくんですけども、これについても、できれば年内ぐらいに固めていきたいというふうに考えております。

その中で、今ご質問の趣旨も十分考えさせていただいて、要綱を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）（2）に移ります。

介護保険料なんですけれども、介護保険料、今回も値上げされたわけですけども、ちょっと端数は間違っているかもしれないんですが、第一次の介護保険料の基準額は月2,653円でした。現在は6,368円。まあ言うたら、2

倍以上に基準額で上がっているんです。今回、一番下の第一段階の方は45%にというのも、また出てくるんですけれども、今まででいったら、一番最低ラインは基準額の半額というのが、そういう決まりになっておりましたので、この一番低いランクの方も、やっぱり2倍以上に介護保険料が上がっております。

一方、年金がどうかといいましたら、老齢基礎年金の支給額、満額ですけれども、第一次の当時は年80万4,200円でした。それが現在78万100円と。月にすると2,000円、年金のほうは減っております。年金から天引きということですので、それでも普通徴収の方もありますから、100%の納入にはなっていないんですけれども、介護保険料の負担というのは、所得の低い人にとっても、高い人にとっても非常に大きなものがあると思います。

そういう中で、先ほど、市独自の減額制度があって、26年度では33件相談があって、適用されたのが23件。却下された方が5件で、相談する中で申請しなかった方が5件ということなんですけれども、その中で、却下された理由と、申請せずに終わったという理由と、いいますか、要綱のどこに合わなかったのかということについてお尋ねします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のお尋ねの、却下の部分でございますけれども、世帯の収入要件により却下されたのが3名、世帯の貯蓄要件により却下された方が2名ということでございます。

それと、申請に至らなかったという方々の内容については記録がございません。いわゆる説明して、ご本人がこれは無理かなというふうに判断されて帰られたというふうに聞いております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）平成25年から、この収

入要件を、お一人の場合48万円から80万円に上げていただいて、かなり適用の件数が一気に増えていると思うんです。それはすごくありがたいなと思っているんですけれども、今の要綱で、さらに、例えば貯蓄については、要綱の中にはきっちり金額は入っておりますので、例えば、今どうしても介護施設に入るとか、病院に入院しなければならなくなったときに、かなりのお金が要りますので、あと、お葬式の費用とか置いておきたいというふうな気持ちが働いて、意外と貯蓄を持っておられるという場合もあると思うんです。その貯蓄の要件を、もう少し緩和するということはできないでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おただしの貯蓄の部分でございますけれども、介護保険料減額に関する事務取扱要綱を策定しております。その中で、減額対象者につきましては、生活に困窮しているため、保険料の負担が困難であるという、こういう二つの要件、生活困窮と保険料負担が困難ということで設定しております。今おただしの部分、活用できる資産を有しないことになろうかと思うんですけれども、貯蓄の限度額といたしましては、80万円プラスご本人を除いた世帯被保険者掛ける48万円を加えた額というふうにしております。いわゆる年間見込収入額と相当分を貯蓄の限度額、いわゆる1年分と。1年分の最低収入額としております。

これを、保険料の負担が困難であるという判断が、1年の収入を一応見させていただいているということは、現時点であれば私どもとしては相当であるのかなと。これを上げていくというのはいかがなものかなというふうに考えております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）それでは、1年は貯蓄

で払っていただいて、2年目は該当しますという、単純に言えばそういうことですね。はい。

引き続きこのことについては、要望していきたいなというふうに思います。

1番は終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、プレミアム商品券に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）プレミアム商品券についてお答えします。

まず、プレミアム商品券の取扱店登録数と業種についてですが、平成27年6月15日現在、市内で394店の取り扱い事業者が登録されています。

業種としては、小売業228店、飲食業86店、サービス業57店、建築業等が23店です。規模区分では、中小商店が359店、大型店舗が35店となっています。

また、はしもとプレミアム商品券の種類は、1冊が500円券24枚つづり、1万2,000円分になっており、内訳は、中小商店専用券が16枚つづり8,000円分、中小商店と大型店の両方で利用できる共通券が8枚つづり、4,000円分となっています。

次に、橋本商工会議所及び高野口町商工会の会員以外は、取扱事業者の登録料として、1万円が要ることについてお答えします。

本事業は、橋本商工会議所、高野口町商工会の商工団体が事業主体となる実行委員会に対し、市がプレミアム分及び事務経費等を補助金支援して実施するものです。

先般、実行委員会では、取扱店の登録申し込み数の状況に鑑み、さらなる取扱店を増やすために登録申し込み期間を延長しました。登録期間は商品券を利用できる期限と同様、

本年12月31日までとし、随時事務局で受け付けています。

また、商工団体の会員以外は、登録料として1万円をいただいていたのですが、より多くの市内事業者に登録いただき、商品券利用者の利便性を図るために、これを撤廃いたしました。今後も、このプレミアム商品券を契機に、地域振興に努力してまいります。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まず、1番について再質問いたします。

今、394店舗が登録されたということなんですけれども、2番の答弁でも述べられましたけれども、参加するところを増やすためにといいことで、これから12月31日まで募集もされるわけなんですけれども、やはり使うほうとしても、たくさんの店舗で使えるということのほうが魅力があるようになると思うんです。だいたい、どのぐらいの店舗の参加で、地域経済の活性化という目的が達成されたというふうに判断されますでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今現在、橋本市内で、この商品券を取り扱っていただける店舗、店の数は、これは製造業とか商品を買ってないところは別として1,164件の事業者があります。そのうちの394件の登録ですので、現在35.6%、これは6月15日現在なんですけど、そういう登録率になっております。これをできるだけ上げていきたいと思っております。今後、かなり門戸を開きましたので、40%以上には達するように理解しております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、テレビとか新聞とかでも、このプレミアム商品券は話題になっていると思うんです。和歌山市のほうでは、

まず申し込んで、申し込み数が多かったので抽選になるというふうなことも報道されておりました。

橋本市は、2箇所での商品券を販売されるわけですが、2箇所ということは、交通弱者の方にとっては非常に買いに行くのが大変なんではないかなというの、一つ思うんですけど、販売方法について改善の方法とかというのはないのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君） 次の7月広報に折り込みチラシを入れさせていただき予定をしておるんですが、そこには7月の24日から26日にかけて、橋本市民会館と橋本市の産業文化会館、この2箇所を午前10時から午後4時半まで販売してまいります。

メディアなんかでも非常に取り上げられて、長蛇の列をつくったり、抽選になるところなんか非常に話題になっておりますが、決して全ての自治体がそうではありません。売れ残って、その販売に苦慮している自治体もあります。

その中で、できるだけ市民の皆さんに商品券が届くように、橋本市では、購入限度冊数を決めております。中学生以上の市民に限り、3冊までを購入可能としておりまして、重複購入をできるだけ防ぐために、申込書に名前、住所、年齢、購入数なんかをきっちり書いていただくことになっております。そういう対応の中で、できるだけ市民の多くの皆さんに購入していただきたいと思っております。

なお、24日から26日までに全部売り切れなかった場合は、その後、橋本商工会議所、高野口町商工会の事務局で販売することとなっております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） 北部に住んでおりますから、北のほうの住民からすれば、運転でき

る人はいいんですけれども、市民会館でしたら、コミュニティバスも使って行けるということは確かにあるんですけども、なかなか市民会館なりに買い物に行く、また、商工会議所もやはり同じようなところにありますので、そういうところに買いに行くということは、なかなかしんどいところもあるのではないかなと思うんですけども、26日以後の場合に、もう少し、だから、そこまでで全部売り切れてたらそれで終わりなんですけれども、26日までに売り切れなかった場合に、2箇所だけではなくて、もう少し販売箇所を増やすということはできないのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君） 予定しておる日に全部売れなかった場合については、これはまた、対象者であったり、売り場先であったり、そういったことについて実行委員会のほうで検討いただいて、修正していくことは可能であると思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君） それと、第二点のほうで、登録料はなしにはなったんですけども、そもそも市のほうが橋本商工会議所と高野口の商工会に実行委員会をつくってほしいというふうに依頼されて、そこから始まっていると思うんですが、ほかにも、入っておられない事業所の方もあつし、ほかにもいろいろな経済団体とか、業種の団体、いろいろあると思うんです。そういう中で、市がする事業のときには、本当にこの二つの団体だけじゃなくて、いろいろな団体、どこの団体にも入っておられない事業所の方も含めて、これからも対象にしていきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君） この商工団体以外の方から1万円の登録料をとったという経緯

につきましては、原則、実行委員会のほうで決定していったわけなんです。取扱店の登録資格については、内閣府から、これは内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局から、平成27年1月付で出されたプレミアム付き商品券の交付事業参照資料というのがございます。そこには、「商品券を取り扱う事業者については、地域経済の活性化の観点から、地域振興に貢献する商店とする」というふうにとられております。いわゆる、この商品券につきましては、一過性ではない持続的な地域振興に貢献できる、いわゆる商工団体の協力事業者が取扱店にふさわしいということで、実行委員会で判断されたと聞いております。

それと、この商品券を発行する場合、本来でしたら9月、この時期でしたら9月末において、未使用額の2分の1を供託金として裁判所のほうに保証金を納めるように、これは法律で決まっております。これについて、商工会議所の強い申し出によりまして、これは日本商工会議所なんですけど、商工会議所、商工会、それらの団体に限って、この適用を除外する特別処置が設置されております。

そういう関係から、実行委員会としては、供託金の必要はなくなったんですが、取扱店のリスクはやっぱり持っていかなければならないと思います。そういう中から、会員であったり、協力事業者に限定して取り扱いさせていただくということは、そのリスクについても、十分団体のほうで対応できるというふうに判断されたんですが、それ以外のところについては、なかなか難しいんじゃないかと。ところで、今回、それらの人については1万円はいただくということに決定したというふうに報告を受けております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）その辺の詳しいところはわからないんですけれども、私も、このプ

レミアム商品券について、登録料が必要であるとか、いろんな団体が限られているのかというところで疑問に思いましたので、日本共産党の国会議員団の近畿ブロックのほうに問い合わせをいたしました。そうしましたら、担当は吉良よし子議員であるということで、吉良議員の事務所のほうに電話をして、内閣府のほうに問い合わせをしていただいたんですけども、登録料のこととか、いろいろな制限については何もないと。そういう答弁をいただいております。

このプレミアム商品券については、この事業だけじゃなくて、過去にもいろいろなところで実際に、その市の事業とかいろんな形でやっておられるので、そのことにも準じて、自治体独自にやっていってもらうことで、何の制約もないというふうな答弁をいただいております。それもありますし、やっぱり市がする事業については、全部の事業所を対象にするということが一番の基本であると思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、おもてなしトイレに関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）おもてなしトイレについてお答えします。

和歌山県のおもてなしトイレ大作戦は、JR和歌山デスティネーションキャンペーンや、紀の国わかやま国体等、大きなイベントが続く平成25年から27年までの、いわゆる観光ゴールデンイヤーを契機に、観光客に和歌山に対して良い印象を持っていただくために実施された事業です。平成25年度、26年度の2カ年にわたり、県内各地の観光地や国体関連施設のトイレを重点的に整備し、観光客に気持ち良く利用いただく取り組みを進めてまいり

ました。

本市においても、この事業補助金を受けて、平成25年度に改修1箇所、26年度に新設2箇所、改修7箇所、計10箇所の整備を行いました。その中で、駅トイレの整備については、本市が管理する橋本駅トイレの改修を行っています。

整備箇所の選定にあたっては、県の補助採択要件が観光及び国体関連の市所有及び管理施設であり、補助対象額の2分の1を補助金として支援するものであったことから、候補施設の優先順位を定め、市が補填できる財源の範囲で決定しています。

ご質問の紀見峠駅等の駅トイレは、鉄道事業者の所有施設であり、おもてなしトイレ整備補助事業に該当しないことから、本市の整備候補地には挙げていません。ただし、鉄道事業者に対しては、整備に関する有利な融資支援の活用とおもてなしトイレ整備の趣旨を、県と協力しながら説明し、駅トイレの整備の促進を働きかけてきました。その結果、改修の実施は別として、鉄道事業者ではトイレをきれいに管理し、利用者に気持ち良く使っていただく協力を積極的に行っていただいています。

本年度開催される紀の国わかやま国体には、多くの選手団やその関係者、及び観光客が県内外から訪れ、鉄道利用者の増加が予想されます。トイレが美しく整備されていることは、本市を訪れる方々へのおもてなし向上のためにも大変重要です。また、観光客等のリピーターにもつながります。今後一層、鉄道事業者に駅トイレの良質な管理と前向きな改修整備をお願いしていきたいと思えます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）この質問をするきっかけ

けになったのは、ある方からお手紙をいただいたことです。そこにどんなことが書いてあったのかとといいますと、「紀見峠駅のトイレ、いろいろな声が聞こえてきます。いまだにこんなトイレあるんやな。特に岩湧、金剛山へのハイカーの多い駅で、山に登る人は必ずトイレを利用します。聞こえるたびに恥ずかしい思いです。」という、こういう手紙をいただいたんです。

実際に、この紀見峠駅だけではなくて、隅田駅、学文路駅のトイレも見に行ってきました。全て水洗ではないんですけども、隅田駅は男女混合で、あとの紀見峠と学文路は男女別にはなっていて、確かにきれいに清掃はされていました。ただ、やっぱり今どき水洗でないトイレというのを、市外、県外から来られた方は、実際にトイレに入ってみてがっかりするんじゃないかなというふうに思うんです。

確かに、市のトイレではなくて、鉄道事業者が管理するトイレではあるかもしれないけれども、とはいっても、やっぱり駅のトイレは市の顔でもあると思うんです。そういう中で、いろいろな条件、事業者のこともあるかもしれませんが、積極的にトイレの改善というものに取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今、紀見峠駅をおりて、たくさんハイカーの方が、特に、この秋のシーズンなんか、県外からも訪れていることは私どもも十分理解しております。そういうこともあって、金剛、和泉山の国定公園の、ちょうど尾根の一番てっぺん、紀見峠の一番上になるんですけど、ダイヤモンドトレールの紀見峠駅トイレを平成23年度に整備しております。そこについては、当然、公共下水には接続できないんですが、バイオトイ

レにしまして、簡易水洗的な構造をなしております。そこのトイレも非常に利用が多いですし、これについては河内長野市のほうで管理をしていただいている、そういう状況であります。

それに加えて、駅トイレのお話もあったんですが、壇上でも答弁させていただきましたとおり、鉄道事業者によって管理・整備されていく案件でございますので、私どもとしては精いっぱい事業者のほうにお願いして、これからいきたいと考えておりますし、確かに、水洗でないトイレが市内に駅トイレで全部で4箇所あります。これらについても、早急に、少なくとも簡易水洗にさせていただけるような要望をこれからも続けていきたいと思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）それと同時に、何ていいますか、今、駅は駅員がいらっしゃらなくて無人になっているんです。学文路の駅のトイレは、駅の外にあるので、例えば途中でトイレに行きたいなと思っても入れるんです。隅田の駅は、私が見に行ったときは券売機も壊れていて、まあ言うたら、いくらでも入れたのでトイレには入れた。紀見峠と清水の駅は、きっちり自動改札になってますので、中に入らないとトイレには行けないんです。

たまたま紀見峠の駅で朝、宣伝してたんですけども、そのときに、多分紀伊見荘に泊まっていたんだと思うんですが、高校生だと思んですけども、どこか朝の散歩に行っと思

うんですね。その途中で、お腹痛いからトイレ行きたいと言った方がいらっしゃったんだけど、中には入れない。どうされたんか、そのまま行ったからどうなったか、途中でしたのかどうかまではわからないんですけども、外からでも入れるような感じにもできないものかなというふうに思うんですが、そのことを要望するというのは、それはいろいろ難しい点はあると思うんですけども、そういうのも含めて改善できないでしょうか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今、橋本市内で改札の外にあるトイレは、南海で林間田園都市駅、それと学文路駅、JRのほうでは橋本駅。先ほど、隅田駅は本来ホームの中にあるんですけど、改札がつぶれておるということで、自由に出入りできるようになっております。

清掃のほうは鉄道事業者のほうで十分管理していただけておるんですが、鉄道事業者としては、本来、全部改札内につくりたいようです。これは安全上、非常に管理しやすい状況をつくりたいという思いから、今後整備するにあたっては改札内で整備していきたいという、そういう思いがあるようです。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）なかなか難しい要望だとは思いますが、引き続き実現するまで要望していきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の一般質問は終わりました。